

佐賀県公安委員会公印規則をここに公布する。

平成27年6月1日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第9号

佐賀県公安委員会公印規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の公印の種類、使用その他公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、形状、寸法及び管理責任者は、別表のとおりとする。

(公印の取扱責任者)

第3条 管理責任者は、警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員のうちから取扱責任者を指定するものとする。

2 取扱責任者は、管理責任者の命を受けて、当該管理責任者が管守する公印に関する事務を処理する。

(公印の新調及び改刻)

第4条 管理責任者は、公印を新調し、又は改刻しようとするときは、あらかじめ公印作成承認申請書(様式第1号)により警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を受けなければならない。

(公印の登録等)

第5条 管理責任者は、公印を新調し、又は改刻したときは、速やかに公印登録届(様式第2号)を警務部総務課長(以下「総務課長」という。)に提出しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により公印登録届が提出されたときは、公印登録簿(様式第3号)に当該公印の印影を登録しなければならない。

3 公印を廃止しようとするときは、速やかに公印廃止届(様式第4号)を総務課長に提出しなければならない。

4 総務課長は、前項の規定により公印廃止届が提出されたときは、公印登録簿から当該公印の印影の登録を抹消しなければならない。

5 管理責任者は、前項の規定により登録を抹消された公印を速やかに総務課長に引き渡さなければならない。

6 総務課長は、前項の規定により引渡しを受けた公印を、当該公印の登録を抹消した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存し、保存期間を経過したものは、裁断又は焼却の方法により廃棄するとともに、その状況を公印登録簿に記録しておかなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印は、管理責任者が指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 公印を使用しようとする者は、取扱責任者に、決裁の終わった起案文書(以下「原議書」という。)その他公印を必要とすることを証する文書を提示して、その承認を受けなければならない。

3 取扱責任者は、公印の使用を承認するに当たって次の事項を確認しなければならない。

- (1) 決裁区分による決裁の有無
- (2) 原議書と浄書文書との相違の有無
- (3) その他公印の使用について必要な事項
(公印の事前押印)

第7条 事務処理上あらかじめ公印の押印が必要と認められる文書等については、前条の規定にかかわらず公印事前押印承認申請書（様式第5号）により総務課長の承認を得て、当該文書等に事前に公印を押印することができる。

(印影の印刷)

第8条 一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合において事務処理上特に必要があると認められる文書等については、第6条の規定にかかわらず公印印影印刷承認申請書（様式第6号）により総務課長の承認を得て、当該文書等に公印の印影を印刷することができる。

(公印の事故報告)

第9条 管理責任者は、公印の紛失、盗難その他の事故があったときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の佐賀県公安委員会運営規則（昭和32年佐賀県公安委員会規則第2号）に基づき登録されている公印については、この規則に基づき登録されたものとみなす。

(佐賀県公安委員会運営規則の一部改正)

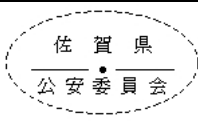


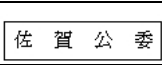


3 佐賀県公安委員会運営規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(会議録) 第9条 委員長は、総務課公安委員会補佐官室長（以下「補佐官室長」という。）に会議録（ <u>様式第1号</u> ）を調製させなければならない。 2 略 (公印) 第13条 <u>公安委員会において使用する公印は、次のとおりとする。</u>	(会議録) 第9条 委員長は、総務課公安委員会補佐官室長（以下「補佐官室長」という。）に会議録（ <u>別記様式</u> ）を調製させなければならない。 2 略

改正前	改正後
<p>(1) <u>佐賀県公安委員会印</u></p> <p>(2) <u>佐賀県公安委員会委員長印</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、次に掲げる文書に用いるもの</u></p> <p>ア <u>営業許可証、警備員指導教育責任者講習修了証明書、警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者講習修了証明書、機械警備業務管理者資格者証、警備員検定合格証、猟銃・空気銃所持許可証及び猟銃用火薬類等譲受許可証</u></p> <p>イ <u>運転免許証（国外運転免許証を含む。以下同じ。）、運転免許の処分に関する通知書及び証明書、運転免許の講習に関する通知書及び証明書、指定自動車教習所の職員に対する講習に関する通知書及び証明書、安全運転管理者証、副安全運転管理者証、駐車監視員資格者証並びに徴収職員証</u></p> <p>ウ <u>集団行進及び集団示威運動届出済証明書</u></p> <p>2 <u>前項の公印の寸法及び形状は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>（公印の登録）</u></p> <p><u>第14条 公印は、総務課に備え付けの公印登録簿（様式第2号）にその印影を登録しなければならない。</u></p> <p><u>（公印の管理）</u></p> <p><u>第15条 第13条第1項第1号及び第2号に規定する公印は、補佐官室長が管理するものとする。</u></p> <p>2 <u>第13条第1項第3号に規定する公印は、本部においては生活安全企画課長、生活環境課長、交通企画課長及び運転免許課長、警察署においては署長が管理するものとする。</u></p> <p><u>（公印の使用）</u></p> <p><u>第16条 公印は、管理者の指定する場所以外に持ち出して使用することができない。ただし、特に管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p>	

改正前		改正後	
<p>2 公印の押印を受けようとする者は、管理者に、決裁の原議その他公印を必要とすることを証する文書を呈示しなければならない。</p> <p>3 第13条第1項第3号に規定する猟銃・空気銃所持許可証及び運転免許証（仮運転免許証を除く。以下この項において同じ。）に用いる公印については、猟銃・空気銃所持許可証及び運転免許証に公印の印影を印刷して公印の押印に代えることができる。</p> <p>第17条 略 （保有文書の保存期間）</p> <p>第18条 保有文書の保存期間については、別表第2のとおりとする。</p> <p>第19条・第20条 略</p> <p>別表第1（第13条関係）</p>		<p>第13条 略 （保有文書の保存期間）</p> <p>第14条 保有文書の保存期間については、別表のとおりとする。</p> <p>第15条・第16条 略</p>	
制式			
種別	大きさ		形状
第13条第1項第1号の公印	30mm平方		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 佐 賀 県 公 安 委 員 会 印 </div>
第13条第1項第2号の公印	21mm平方		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 佐 賀 県 公 安 委 員 会 委 員 長 印 </div>
第13条第1項第3号アに掲げる文書に用いるもの	公印	10mm平方	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 佐 賀 県 公 安 委 員 会 印 </div>
		25mm平方	

改正前				改正後			
	打出	横(中心の長さ) 30mm 周囲点線 92個					
第13条第1項 第3号イに掲げる文書に用いるもの	公印	4.5mm平方					
		10mm平方					
		25mm平方					
	直径28mm 直径20mm						
			横12mm 縦4mm				
打出	直径22mm						
第13条第1項 第3号ウに掲げる文書に用いるもの	公印	25mm平方					
別表第2 (第18条関係)				別表 (第14条関係)			
文書の種別		保存期間		文書の種別		保存期間	
第17条第1号に規定する文書		30年		第13条第1号に規定する文書		30年	
第17条第2号に規定する文書		5年		第13条第2号に規定する文書		5年	
第17条第3号に規定する文書		当該意見又は要望等の処理後		第13条第3号に規定する文書		当該意見又は要望等の処理後	

改正前		改正後	
	1年		1年
第17条第4号に規定する文書	公安委員会が定める期間	第13条第4号に規定する文書	公安委員会が定める期間

様式第2号を削り、様式第1号を別記様式とする。

別表（第2条関係）

種類	形状	寸法	管理責任者
佐賀県公安委員会印		30ミリメートル平方	総務課長及び運転免許課長
		25ミリメートル平方	生活安全企画課長、交通企画課長、運転免許課長及び各警察署長
		10ミリメートル平方	生活安全企画課長、組織犯罪対策課長、交通企画課長、運転免許課長及び各警察署長
		4.5ミリメートル平方	運転免許課長
		直径20ミリメートル 直径28ミリメートル	運転免許課長
佐賀県公安委員会印 （打出）		短径20ミリメートル 長径30ミリメートル 周囲点線92個	生活安全企画課長及び各警察署長
		直径22ミリメートル	交通企画課長、運転免許課長、鳥栖警察署長、小城警察署長、唐津警察署長、伊万里警察署長、白石警察署長及び鹿島警察署長
佐賀公委印		縦4ミリメートル 横12ミリメートル	運転免許課長及び各警察署長

佐賀県公安委員会委員長印	佐賀県公安委員会委員長印	21ミリメートル平方	総務課長
	佐賀県公安委員会委員長印	30ミリメートル平方	総務課長

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

管理責任者

公印作成承認申請書

下記のとおり公印の作成を申請する。

記

- 1 公印名
- 2 形状及び寸法
- 3 用途
- 4 作成の理由
- 5 使用開始予定年月日
- 6 印影（改刻の場合）

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

警務部総務課長 殿

管理責任者

公印登録届


下記のとおり公印を作成したので届け出る。

記

- 1 公印名
- 2 寸法
- 3 印影
- 4 使用開始年月日 年 月 日
- 5 その他

様式第3号(第5条関係)

公印登録簿

	
作成年月日	年 月 日
登録年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃棄年月日	年 月 日
備考	

様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日
号

警務部総務課長 殿

管理責任者

公印廃止届

下記のとおり公印の廃止を届け出る。

記

- 1 公印名
- 2 廃止の理由
- 3 廃止予定年月日
- 4 印影

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

警務部総務課長 殿

申請者

公印事前押印承認申請書

下記のとおり公印の事前押印を行いたいので申請する。

記

- 1 事前押印する公印の名称及び寸法
- 2 事前押印する文書の名称
- 3 押印枚数
- 4 事前押印を必要とする理由

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

警務部総務課長 殿

申請者

公印印影印刷承認申請書

下記のとおり公印の印影印刷を行いたいので申請する。

記

- 1 印影印刷する公印の名称及び寸法
- 2 印影印刷する文書の名称
- 3 印刷枚数
- 4 印影印刷を必要とする理由